

2026年6月

お客さま各位

淡路信用金庫

各種預金規定の一部改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、下記のとおり各種預金規定を一部改正させていただきます。

なお、改正日以前にご契約いただいているお客さまに対しても改正後の規定が適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正規定

改正内容は新旧対照表にてご確認ください。

改正規定
① 普通預金規定 ② 納税準備預金規定 ③ 貯蓄預金規定 ④ 通知預金規定 ⑤ 預金共通規定（普通・納税準備・貯蓄・通知） ⑥ 期日指定定期預金規定 ⑦ 自動継続期日指定定期預金規定 ⑧ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） ⑨ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金） ⑩ 変動金利定期預金規定 ⑪ 定期預金共通規定 ⑫ 定期積金（スーパー積金）規定 ⑬ 当座勘定規定 （小切手用法・約束手形用法・為替手形用法を含みます）

2. 改正日

2026年10月1日（木）

以上

今日も楽しい おつきあい



淡路信用金庫

<預金共通規定（普通預金・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金）>

新	旧
2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

<定期預金共通規定（期日指定・自動継続期日指定・自由金利型（M型）（スーパー定期）・自由金利型（大口定期預金）・変動金利）>

新	旧
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合には、通帳の当該受入の記載を取り消したうえ）取扱店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合には、通帳の当該受入の記載を取り消したうえ）取扱店で返却します。

＜定期積金（スーパー積金）規定＞

新	旧
3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>(追加)</u> (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。

<当座勘定規定（一般用）>

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） 1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 4. 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） 1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>(追加)</u> 2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 4. 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
第7条（手形、小切手の支払等） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 2. 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 3. 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B小切手を使用する方法 4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第7条（手形、小切手の支払等） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> 2. 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 3. 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B小切手を使用する方法 4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

手形・小切手に係る振出期限の設定および他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止に関する新旧対照表

新	旧
第8条（手形、小切手用紙等） 1. 当金庫を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> 2. 取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 3. 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 4. 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 5. <u>払戻請求書</u>の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を<u>（削除）</u>無料で交付します。 6. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条（手形、小切手用紙等） 1. 当金庫を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>（追加）</u> 2. 取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>（追加）</u>を確認してください。 3. 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 4. 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 5. <u>手形用紙、小切手用紙</u>の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を<u>実費で交付し、払戻請求書は</u>無料で交付します。 6. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） 1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件小切手要件を<u>（削除）</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） 1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>（追加）</u>

手形・小切手に係る振出期限の設定および他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止に関する新旧対照表

新	旧
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
第19条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	第19条（線引小切手の取扱い） 1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> 2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

手形・小切手に係る振出期限の設定および他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止に関する新旧対照表

<小切手用法>

新	旧
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>(追加)</u>

<約束手形用法>

新	旧
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

<為替手形用法>

新	旧
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。